

東大阪中央ロータリークラブ

創 立 昭和47年2月20日
 例 会 日 毎週月曜日 12:30～
 例会場所 シェラトン都ホテル大阪 3F
 事務局 大阪市天王寺区石ヶ辻町2-8
 〒543-0031 クレアツィオーネ上本町 704号
 TEL : 06-6772-2320
 FAX : 06-6772-2327
 E-mail : hcrcc@at.wakwak.com



会 長 細 川 勝 治
 会 長 エ レ ク ト 三 木 武 志
 副 会 長 小 川 高 弘
 幹 事 岡 本 慎 一
 会 報 委 員 長 中 塚 賀 晴

Light Up Rotary

ロータリーに輝きを

2014～2015 年度 国際ロータリー会長 ゲイリーC. K. ホアン

第 1972 回例会 平成 27 年 6 月 22 日 (月曜日) 第 38 号

本日の例会 6月22日(月) 第3例会
 ◎ソング 「限りなき道ロータリー」
 ◎卓 話 『ロータリークラブに
 入会してから今日まで』
 担当：三木 武志会員
 ◎本日の献立 松花堂弁当
次回の例会 6月29日(月) 第4例会
 ◎ 『年度末会長挨拶』
 細川 勝治会長
前回の例会 6月15日(月) 第2例会
 ◎ビジター 大和高田RC 鈴木 勝士様

会 長 挨 拶 会長 細川 勝治

久しぶりに百済会員、岩崎会員が元気な姿で出席して頂きました。ほっとしております。

いよいよRCの例会も本日も含めて後3回になりました。この1年間、ロータリークラブの色々な行事や会合に参加して来ましたがいまだロータリーの本質に近づけません。

例えば新入会員に、ロータリーとは？何ですか？と聞かれても「ロータリーの目的」を言うでしょう。長々と説明すると、かえって訳が分からなくなります。一言で言えば、ロータリアンは例会に出席する事で、奉仕の心「思いやりの心」を学びます。

その心を持ったロータリアンが、自分の職業を通して世の中に貢献していくこれがロータリーの目指す所だと思います。

ロータリーの例会行事は、人間形成の道場だと思います。

出 席 報 告 飯田 委員

本日の会員数 26名
 本日の出席者数 23名
 本日の出席規定適用免除会員 10名
 本日の出席率 95.83%
 5月18日の修正出席率 91.67%

幹 事 報 告 副幹事 佐藤 三千秋

1. 地区より「2016-17 年度ロータリー青少年交換プログラム『派遣学生』『ホストファミリー』募集の案内が来ておりますので、ポストに配布しております。御確認をお願い致します。
2. 6月20日(土)に開催されます「地区会員増強セミナー」には、三木会長エレクトと私、岡本が参加して参ります。

二コニコ箱報告 岩橋 副SAA

細川会長 久しぶりに中塚会員の卓話が聞けます。楽しみです。宜しくお願い致します。
 百済会員と岩崎会員の元気な姿をみて、ホッとしています。
 藤原会員 ゴルフ同好会で賞をいただきました。
 佐藤会員 ゴルフ同好会、欠席のお詫び。
 百済会員 無事、帰って来ました。
 岩崎会員 例会欠席のお詫び。
 小川会員 第2回ゴルフ同好会で優勝させて頂きました。有り難うございました。
 金子会員 6月13日に青少年交換留学生の最終オリエンテーションがあり、留学予定の息子が英語

でスピーチを行いました。前々日に行きたくないと言いついたところでしたので、何とか乗り切れて良かったです。ご出席頂いた岡本幹事には、長時間のご臨席有り難うございました。

尾崎会員 バッチ、忘れました。

飯田会員 先日のロータリー同好会コンペで、ニアピンがまぐれ3発頂きました。次回も頑張ります

親睦委員会報告

岡田委員長

第2回 ゴルフ同好会



6月11日、瀧田会員にお世話にいただき、飛鳥カンツリー倶楽部にて、第2回ゴルフ同好会を楽しんで参りました。雨の天気予報でしたが雨も降らず、4組13名でコンペを致しました。優勝は小川会員で35・41 gross 75と云う素晴らしいスコアでありました。2位は浅野会員、3位は藤原会員でした。以上報告致します。

卓 話

担当:中塚 賀晴会員

『相続について』

1 税理士・弁護士について

(1) 税理士（相続税対策 銀行系も）

- ・相続税額を減らすことに注力

（権利設定、負債、土地等の節税手法（反射としてのマイナス要素）

- ・節税対策商品
- ・弁護士をつけない

(2) 弁護士（事業承継等、その他一般）

- ・会社株式の独占
共有との合理的比較
- ・事業用不動産の独占
非事業承継者に相続させることの検討
- ・税理士をつけない
- ・遺留分侵害対応
- ・いたずらに複雑な遺言（遺言執行業務の複雑化）

2 前提問題（税金支払い原資）

(1) 相続する現預金・上場株式等で払える

これができるなら、会社株式独占、事業用不動産独占、も問題なし

しかし

普通は無理。現預金自体、相続税で減ってしまう

(2) 現預金等で払えない

- ・不動産を売却して払う
「売れる状態の不動産」があるか（節税対策の負の遺産
すぐに売れるか
相続税、譲渡益課税
- ・銀行から借り入れして払う
返済原資を考えているか
（事業による利益 所得税後の手取り）
（不動産による利益 所得税後の手取り）
これで返済できる高利回り収益物件があるのか
↑
不動産で残すこと自体が失敗ではないか

3 個別問題

(1) 作成時期

- ・公正証書遺言でも紛争
- ・定期的更新
資産変動、承継等の事情変更、孫の成人

(2) 遺留分との関係・事前問題

- ・生前贈与
- ・生前売買（廉価譲渡）
- ・遺言書での対応
- ・「みんな納得している」の誤解

(3) 遺留分との関係・事後問題

- ・減殺請求への対応
- ・あての不良資産

(4) 変身する資産

